

公益社団法人 日本青年会議所 個人情報管理規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）に定める個人情報取扱事業者に該当することに鑑み、本会における個人情報の適正な取扱いに関し遵守すべき事項を定め、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とする。なお、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関しては、別途個人番号及び特定個人情報取扱規程を定めるものとする。

第2章 定義

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 個人情報 特定の個人を識別可能な情報を含む、生存する個人に関する情報（他の情報と容易に照合して識別可能となる情報を含む）
- 本人 個人情報により識別される情報主体である特定の個人
- 従業者 本会が雇用する従業員および本会の委嘱を受けた役員または出向者である個人
- 第三者 従業者以外の個人および本会の各会議・各委員会・各地区協議会・各ブロック協議会以外の団体
- 会員会議所 本会の正会員である各地青年会議所
- JCI・APDC 本会が正会員として所属する国際青年会議所およびその下部組織であるアジア太平洋開発協議会

第3章 利用目的

(利用目的の特定)

第3条 本会は、次に掲げる個人情報を、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。

	対象となる事項	利用目的
①	会員会議所の正会員（正会員であった者を含む、以下同じ。）及び、本会、JCI、APDCの役員にかかる次の事項 氏名、生年月日、住所	①名簿の作成 ②機関誌・紙の発送 ③クレジットカード加入・物品購入の各斡旋 ④本会主催事業の登録資格の確認 ⑤本会が運営するホームページ利用時の初期登録における本人確認 ⑥アンケート募集および結果報告
②	その他の事項	①本会が主催する事業への参加に関する案内状その他の発送、参加登録、問い合わせへの対応 ②アンケート募集及び結果報告

- 前項に掲げる利用目的を変更する場合は、本人において予測可能な範囲を超えないものとし、かつ変更後の利用目的を公表するものとする。
- 前2項の規定は、本人から予め同意を得た場合および法第16条3項各号に定める場合はこの限りではない。

第4章 取得

(取得禁止)

第4条 前条に掲げる利用目的の達成に必要な個人情報を取得してはならない。

- 不正の手段により個人情報を取得してはならない。（書面による直接取得）

第5条 個人情報を書面（電磁的記録を含む、以下同じ。）で本人から直接取得する場合は、その利用目的を本人に予め明示しなければならない。

第5章 第三者提供

(第三者提供の禁止)

第6条 本会は、個人情報を第三者に提供しないものとする。

- 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。
 - 本人から予め同意を得た場合

- (2) 提供の対象が法第2条4項に定義する「個人データ」に該当しない場合
- (3) 利用目的の範囲内で業務委託先、事業承継先又は第7条に定める共同利用者に提供する場合
- (4) 法第23条1項各号に定める場合

第6章 共同利用

(共同利用)

第7条 本会は、次に掲げる個人情報を、次に掲げる者との間で共同して利用するものとする。

対象となる事項	共同利用者の範囲	利用目的
会員会議所の正会員及び本会、JCI、APDCの役員にかかる次の情報 氏名、生年月日、住所	①当該青年会議所が所属する会員会議所 ②JCI・APDC	①名簿の作成 ②機関誌・紙の発送 ③クレジットカード加入削除・物品購入の各斡旋 ④本会主催事業の参加登録資格の確認 ⑤本会が運営するホームページ利用時の初期登録における本人確認 ⑥アンケート募集および結果報告

(共同利用の責任者)

第8条 前条に定める共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者は、本会とする。

第7章 管理

(正確性の保持)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(管理・監督)

第10条 専務理事は、その取り扱う個人情報の漏洩、滅失もしくは毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、またはその従業者もしくは業務委託先の監督のため、その必要に応じ、別途個人情報管理細則（以下「細則」という。）を定め、必要かつ適切な措置を講じる。

第8章 本人請求手続

(開示等の本人請求)

第11条 本会は、本人またはその代理人から個人情報の開示請求、訂正・追加・削除（以下訂正等という）請求、利用停止・消去（以下「利用停止等」という）請求もしくは第三者提供停止請求、またはその利用目的の通知請求があった場合、請求者あて書面の交付をもってこれに応ずる。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。但し、この場合でも請求に応じない理由を付記してその旨を請求者あて通知するものとする。

- (1) 次条に定める請求方法または提出書類に不備がある場合
- (2) 請求の対象が存在しないか、または合理的努力によっても特定できない場合
- (3) 請求の対象が法第2条5項に定義する「保有個人データ」に該当しない場合
- (4) 法第24条2項各号または法第25条1項各号に該当する場合
- (5) 訂正等請求において事実相違があることの確認に至らない場合
- (6) 利用停止等請求において目的外利用または不正取得があることの確認に至らない場合
- (7) 第三者提供停止請求において無断提供その他違法な取扱いがあることの確認に至らない場合

(受付方法)

第12条 前条に定める各請求の本会における受付方法は次のとおりとする。

(1) 各請求の申出先

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目14番3号

青年会議所会館内

公益社団法人日本青年会議所事務局あて

次号に掲げる各書類の郵送

(2) 提出書類・様式

①添付別紙申請書

②本人（代理人請求の場合は本人および代理人）の旅券、健康保険証、運転免許証、年金手帳または印鑑証明書のうちいずれか2点の写し

③代理人請求の場合は次号に掲げる代理権確認書面

④訂正等請求の場合は事実相違があることを確認できる根拠資料

⑤利用停止等請求の場合は目的外利用または不正取得があることを確認できる根拠資料

⑥第三者提供停止請求の場合は無断提供その他
違法な取扱いがあることを確認できる根拠資
料

(3) 代理権確認書面

親 権 者 戸籍謄本または扶養家族が記載され
た健康保険証の写し

成年後見人 成年後見開始審判書または成年後見
登記事項証明書の写し

任意代理人 本人の実印捺捺済委任状原本および
本人の印鑑証明書原本

(4) 手数料徴収方法

開示請求・利用目的通知請求の場合

1 請求につき500円分の郵券同封

訂正等請求・利用停止等請求・第三者提供停止請
求の場合

無料

(苦情窓口)

第13条 個人情報の取扱いに関し本会が設置する苦情
の申出窓口は次のとおりとする。

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目14番3号

青年会議所会館内

公益社団法人日本青年会議所事務局

第9章 責任者及び責任範囲

(責任者)

第14条 専務理事は、本会に存在するすべての個人情報
の取扱いについて責任を負う。

2 専務理事は、この規程のうち第2条、第3条、第6条、
第8条、第11条、第12条および第13条の内容なら
びに当該個人情報取扱事業者の名称が「公益社団法人日
本青年会議所」である旨を、本会が定めるサーバー内
にある本会のウェブサイト上で本人が容易に認識し得る
場所に継続的に掲示しなければならない。

3 専務理事は、この規程に定めるものの外、細則を定め、
その他必要に応じて個人情報の保護に関する指針・ガイ
ドライン等を定めることができる。

(個人情報保護管理者)

第16条 本会は、個人情報の保護および適切な管理のた
め、この規程の実施および運用に関し責任と権限をもつ
個人情報保護管理者1名をおくものとし、専務理事また
は会頭の指名を受けた者がその任に当たる。

2 個人情報保護管理者は、この規程および細則の内容を
従業者および本会の各会議・各委員会・各地区協議会・
各ブロック協議会に周知し、細則に定める安全管理措置
として必要なシステムを構築し、本人請求手続に対応し、

個人情報の取扱いに関する苦情を処理し、かつ実施状況
の監査および指導を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の変更規定は2010年10月16日
より施行する。

(経過措置)

第2条 第4条および第5条の規定は、2005年3月3
1日以前に取得した個人情報については適用しない。

2 第11および第12条の規定は、2005年9月30
日までに消去することとなる個人情報については適用
しない。

平成17年 6月18日 制定

平成20年10月 2日 改正

平成22年10月16日 改正

平成23年 5月14日 改正

平成28年 1月22日 改正

添付別紙請求書様式

その1 個人情報開示請求書

その2 個人情報訂正等請求書

その3 個人情報利用停止等請求書

その4 個人情報利用目的通知請求書